

初代天台座主就任における諸問題

——義真と円澄について——

貫 田 瑛

はじめに

日本天台宗の開祖たる最澄、その高弟の一人である光定が著した『伝述一心戒文』^①には、次のような記述がある。

以_レ彼之年_二弟子白。以_二円澄大徳_一。任_二延暦寺寺主_一。仁忠師不_レ承_レ之也。亦重弟子白。以_二義真大徳_一。任_二延暦寺上座_一。仁忠師不_レ承_レ之也。有_二此之由_一。而不_レ成_二茲政_一。

ある年、弟子の光定がいうには、円澄を延暦寺寺主に任じたが、仁忠はこれを了承しなかった。また、重ねて光定がいうには、義真を延暦寺上座に任じたが、仁忠はこれを了承しなかった。この理由があった、延暦寺の政は立ち行かなくなった。どうやら最澄の高弟たちは一枚岩ではなかったようである。

木内堯央氏は、最澄入滅後のリーダーをだれにするか、ひとつの問題点であったとする。『弘仁三年遺書』においては、泰範を総別当、

文書司兼任、伝法座主は円澄と定められている。しかし、弘仁一三年（八二二）の段階で、最澄は付法印書を義真に授けるに到り、まずは上臈である義真が伝法師の地位についたのである。この臈次について、最澄への師事、具足戒受戒のどちらも円澄が先のため本当は円澄が上臈であるが、義真は興福寺の慈蘊に従っているときに及第得度しており、早くに声聞戒を受けているため、義真が上臈となつたと古田紹欽氏は述べる。^③また仲尾俊博氏は、義真は最澄の直弟子ではなく、直弟子の円澄等の一派から他所もの扱いを受け、義真一派との対立の溝が経過するにつれて深刻となつたという。この対立により義真滅後、義真の弟子円修は義真より座主職を譲り受けるが、円澄一派により比叡山から大和の室生寺に追いやられた。^④

これらの指摘より、最澄の高弟たちの間における確執には、初代天台座主である義真と第二代天台座主に就任した円澄の関係性にカギがあるようである。特に、最澄は始め伝法座主に円澄を指名するが、最終的に「上臈」の義真へ変更していることは、注目すべき点である。しかし、古田氏による義真と円澄の臈次についての言及は、円澄の具足戒受戒を『元亨釈書』の記述のみで判断しており、義真が入唐以前

に具足戒を受戒した史料も見受けられず根拠が不十分といえる。

以上より、本稿では、弘仁一三年に最澄が後継者として義真を指名した理由である藕次について、義真と円澄に注目して検討していきたい。

第一章 最澄の考える藕次

弘仁一三年六月四日に最澄が入滅した後、義真がその後継として日本天台宗を率いることになる。義真を日本天台宗のトップである初代天台座主に据えた理由について、『伝述一心戒文』には、次のように記している。

故最澄法師弟子沙門光定言。光定。久従_二先師之最澄法師後_一。承_二聞伝法之由_一。最澄法師。有_二三弟子_一。彼弟子義真。円澄。義真法師上臈。円澄法師下臈。去弘仁三年。在_二最澄法師病床_一。其年五月。付法印書。授_二円澄法師_一。弘仁四年。義真法師。従_二相模国_一。来_二於叡嶺_一寄在。義真法師上臈。円澄法師下臈。同弘仁十三年。付法印書。授_二義真法師_一。其時光定言。付法之書。授_二於二師_一。誰師為_レ首。最澄法師云。上臈之師。可_レ為_二衆首_一。

弟子の一人である光定は、長年最澄に従い伝法の由を承聞した。最澄には、義真と円澄という二人の弟子がおり、義真が上臈、円澄が下臈である。弘仁三年（八一二）、最澄は病床に伏した際、同年五月に円澄へ「付法印書」を授けた後、弘仁四年（八一三）に義真は相模国か

ら比叡山へ寄在した。そして、弘仁一三年、最澄は義真法師に「付法印書」を授けたのである。^⑤その時、光定は付法印書を二人の師に授けているがどちらを衆の首とするか聞くと、最澄は上臈の師つまり義真を衆の首とするようにと言ったという。

ここでは、最澄は後継者たる理由として藕次が上であることを挙げている。藕次は、僧次ともいい、僧侶が『四分律』に准じた具足戒を受戒してからの年数を示す。年数が長い方を上臈とし、坐次も上座となる。つまり、僧侶としてのキャリア年数に順ずるということである。最澄が晩年比叡山寺への大乘戒壇建立に注力したことはよく知られている。『梵網經』に准じた大乘菩薩戒を重視した最澄は、弘仁九年（八一八）三月に具足戒の棄捨を宣言した。^⑥にもかかわらず、後継者の指名理由に具足戒を基準とした藕次を採用するのは、不自然ではないだろうか。それよりも、最澄は、藕次においても具足戒ではなく大乘菩薩戒に准じて改めて規定を設けた可能性が高い。

『梵網經』に准じた大乘菩薩戒、一〇重四八輕戒には藕次について述べた項目があり、次のように記されている。^⑦

若佛子。応_二如法次第坐_一。先受戒者在_レ前坐。後受戒者在_レ後坐。不_レ問_二老少比丘比丘尼貴人國王王子乃至黃門奴婢_一。皆_レ応_二先受戒者在_レ前坐。後受戒者次第而坐_一。莫_レ如_二外道癡人_一。若老若少無_レ前無_レ後。坐_二無次第_一兵奴之法。我_レ仏法中先者先坐後者後坐。而菩薩不_二次第坐_一者。犯_二輕垢罪_一。

右は第三八輕戒にあたり、如法の坐について述べている。年齢や社会

的地位、貴賤に関係なく、受戒した順番だけが基準となる。『梵網經』にはいくつもの注釈書が存在し、天台宗の開祖である智顛の著作『菩薩戒義疏』(以下、『義疏』)もある。石田瑞麿氏によると、義寂著の『梵網戒本疏』(以下、『本疏』)はさまざまな注釈書をまとめており、このうち第三八輕戒の解釈は次の三説に分類しているという。①菩薩戒の受戒だけを規準とする説、②菩薩戒を受けない間は、受けたものよりも下に位置するが、受けたときは、それまでの上下関係は解消して、本来の上下関係にもどるとする説、③すべてを小乘声聞の法に求める説である。①は勝莊の『梵網經菩薩戒本述記』、②は明曠の『天台菩薩戒疏』(以下、『菩薩戒疏』)や法銚の『梵網經疏』がこの立場をとり、③は『大智度論』を理由に論じられたものという。⁸⁾

実際に、最澄はこの戒に則った階次を適用することを考えていたのだろうか。これは、『伝述「心戒文」』巻中「十 菩薩僧位次官符達」天長皇帝「申下文」にて、

大師存生之日。承_レ其_レ之命_一。太賢梵網經疏云。有_二百_一藹聲聞僧。十_一藹菩薩僧。是_レ之_二二_一僧。座次有_レ由。若_レ百_一藹聲聞僧。不_レ廻_レ心_一者。可_レ坐_二十_一藹菩薩僧下_一。若_レ百_一藹聲聞僧。廻_レ心_一者。可_レ坐_二十_一藹菩薩僧上_一。

とあり、最澄が存生時に光定へ藹次に関して指示を出していることがわかる。「太賢梵網經疏」とあるように、新羅の大賢が著した『梵網經古迹記』(以下、『古迹記』)を引用し、百藹の声聞僧と十藹の菩薩僧の二人の僧についての座次には由縁があるという。この二僧が座

る際は、百藹の声聞僧が廻心しないならば十藹の菩薩僧より下座に座り、廻心したならば十藹の菩薩僧より上座に座ることができるという。つまり、具足戒のみを受けた声聞僧と具足戒および大乘菩薩戒を受けた菩薩僧では、受戒年数よりも大乘菩薩戒受戒の有無が優先され、菩薩僧が上座となる。声聞僧が大乘菩薩戒を受ければ、受戒という条件は同じになるため、具足戒を含めた受戒年数の長い方が上座になるということである。これは、『本疏』の①から③の三説のうち、②の説の立場をとるものといえよう。また、光定は「亦承_二先師命_一。其_レ之命旨。在_二明曠師梵網經疏_一者。讀_レ顯戒論文。」と天台第六祖湛然の弟子である明曠の著した『菩薩戒疏』も根拠として挙げている。『菩薩戒疏』については、最澄が著した『顯戒論』の文を読むように述べられており、次のように記されている。⁹⁾ なお、iからviの番号と改行は筆者が付した。

開_三示通受別持明據_二二十四

i 僧統奏曰。梵網經說。十重四十八輕戒。此通_二出家在家_一。乃至奴婢畜生_レ所_レ受。若_レ受_二此戒_一。以_レ為_二大_一僧_一者。其_レ奴婢等。亦可_レ為_レ僧。(已上奏文)

ii 論曰。奴婢已上。緇素定_レ階。畜生已下。亦不_レ論_二著衣_一。若_レ受_二此戒_一。定_レ為_二通受_一者。其_レ畜生等。亦可_レ著_レ衣。彼已不_レ然。此何有_レ然。是故当_レ知。出家在家。雖_二通受_レ戒。而僧不_レ僧有_レ別。亦具分不_レ同。奴婢出家。先受_レ先坐。郎君在_レ家。後受_レ先坐。奴郎類別。不_レ得_二一例_一。具如_二下說_一。

iii 謹案。梵網經下卷云。(中略)

iv是故。天台義記云。道俗九衆。一比丘。二比丘尼。三六法尼。四沙弥。五沙弥尼。六出家。七出家尼。八優婆塞。九優婆夷。如是九衆有「次第」。不得乱。如律部説。

v天台明曠師疏云。初言「次第等」者。若先「小後大」。一切俱開。若先「大後小」。在「大則大」。在「小則小」。又此方。大小出家則無分。亦宜順「於時處」。比丘等者。此等不同。若其出家。則内二衆。自分「先後」。故云「王子出家。与「庶人」同類。若其在家。於「外二衆」。而為「次第」。王家男女。在家亦然。不分而分。即「真而俗。非謂「男女依「戒雜坐」。〔已上疏文〕

vi明知。出家五衆等。皆名為僧。但除「畜生等」。不入「經文次第坐」故

とある。この記事は、i僧綱の上表文の内容、ii iに対する最澄の反論、iii『梵網經』第三八輕戒の内容の記載、iv天台智顛の注釈書『義疏』における解釈、v明曠の注釈書『菩薩戒疏』における解釈、vi結論で構成されている。iは、僧綱が最澄の求める大乘菩薩戒のみの受戒に反対する理由を述べた文章である。『梵網經』の「大乘菩薩戒は、出家と在家に共通の戒律であり、在家において身分の低い奴婢どころか畜生まで受けることができる。もし大乘菩薩戒を受けた者を大僧とするならば、在家の奴婢なども大僧となってしまうとする。ここから、僧綱は、主に出家と在家との区別、在家における身分秩序への影響を懸念していることがわかる。iiは、最澄がiで引用した僧綱の意見への反論で、出家と在家では各々階が定められ区別される点、また出家では出家の、在家では在家の秩序が適用される点から問題はない

と説く。iiiからvは、iiにおける反論の根拠とした経疏をとりあげた箇所となる。iiiは『梵網經』第三八輕戒を引用して内容の再確認をすす。ivでは出家と在家には順序が存在し、これは律部に説かれていることから不動の考えであることを示し、vにて受戒における法坐の説明にはいる。最澄が反論の根拠とする主な典籍は明曠『菩薩戒疏』であり、『梵網經』第三八輕戒の解釈は『菩薩戒疏』に依拠していることがわかる。これは先述のとおり、①から③の三説のうち②の説となる。最澄は『顯戒論』で②の説の立場をとっているのである。

『古述記』と『菩薩戒疏』はともに、②の「大乘菩薩戒を受けない間は受けたものよりも下に位置するが、受けたときはそれまでの上下関係は解消して、本来の上下関係にもどるとする説に基づいている。『伝述一心戒文』の記述は『顯戒論』に准じて、②の説を採用した内容であるといえよう。光定は最澄の発言を記した際、始めに『古述記』を引用している。なぜ、最澄の著作たる『顯戒論』にも用いられた『菩薩戒疏』ではなく、『古述記』であったのか。これは、最澄が主に出家と在家における坐次問題を論じている点に対して、光定は僧侶の間では大乘菩薩戒受戒の有無によって坐次の上下が変動することを問題としている点が異なるためと考えられる。『伝述一心戒文』では、坐次問題に言及するにあたり、問題提起として次のように記している。

慧暁禪師。聲聞僧上臈。德善禪師。聲聞僧下臈。慧暁闍梨。菩薩僧下臈。德善闍梨。菩薩僧上臈。慧暁闍梨。發「向出雲國」。不在「大師入滅」。闕「菩薩初受戒時」。從「出雲國」來。登「叡岳」而

坐^レ於^レ僧次^一。此彼固諍。聞^レ此諍。約^レ老僧等^一。存^レ於^レ叢事^一。亦我宗同法。不^レ受^レ一乘戒^一而在^レ於他所^一。此寺彼寺。僧次交^レ座。累^レ日將有^レ諍論^一。若有^レ成^レ宗事^一者。必大小雜亂。將有^レ諍論^一。

最澄の弟子である慧暁と徳善は、声聞僧としては慧暁が上臈、徳善が下臈である一方、菩薩僧としては徳善が上臈、慧暁が下臈であった⁽¹⁰⁾。これは、最澄の入滅時に慧暁が出雲国へ出向いており、大乘菩薩戒初受戒の場になかったからであるという⁽¹¹⁾。その後、慧暁が出雲国より比叡山に戻り臈次の順に座るにあたり、慧暁と徳善のどちらが上座となるか問題になる。このような争いは慧暁と徳善以前から起こっていたようである。大乘菩薩戒を受けていない日本天台宗僧が他寺にいる場合は、他寺では具足戒基準の臈次にて座すことになる。他方、天台宗僧が延暦寺に戻った場合は、大乘菩薩戒基準の臈次にて座すことになるため、坐次の上下が他寺で座した場合と変わる可能性がある。この時、長い間他寺で具足戒基準の臈次にて座すことに慣れた日本天台宗僧が、延暦寺における大乘菩薩戒基準の坐次に不満を持ち争論が起ころのである。光定は、このような比叡山内で起きる坐次問題を解決するため、「大師存生之日」と最澄の発言を記し、「有^レ百臈聲聞僧^一十臈菩薩僧^一。是之二僧。座次有^レ由^一」のように、僧侶同士における坐次について説明した『古迹記』を始めに引用したと考える。

以上から、最澄は大乘菩薩戒を重要視したため、日本天台宗内における臈次では、『梵網経』第三八輕戒を根底に『菩薩戒疏』や『古迹記』の解釈を適用し、大乘菩薩戒受戒の有無によって序列が変動することがわかった。これを表すと図1のようになる。図1では、天台僧

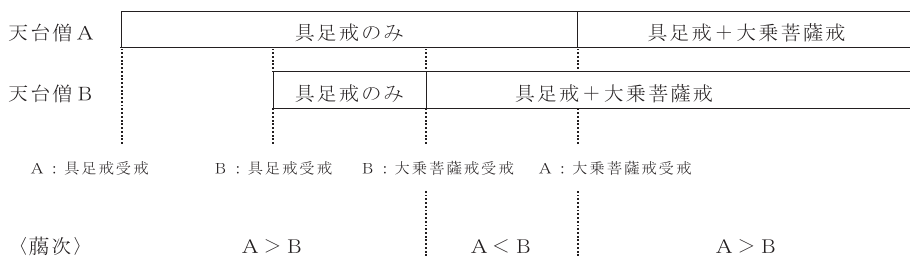


図1 最澄の考える日本天台宗における臈次

て、臈次における天台宗の立場が確立できたといえる。この点について、『伝述一心戒文』巻中では、光定が俗別当である参議従四位下の

Aと天台僧Bを比較する。始めに、Aが先に具足戒を受け、Bが後に受ける。これは、声聞僧としての臈次のため、受戒した年が早いAが上になる。ところが、大乘菩薩戒をBが先に受け、Aが受けていない場合。日本天台宗では、延暦寺の戒壇で大乘菩薩戒を受けた日によって臈次の上下が決まるため、Aが具足戒を先に受けていたとしても、臈次はBが上、Aが下となる。しかし、Aが大乘菩薩戒を受けると、具足戒を受けてから僧侶としてのキャリアが長いAが再びBの上になると考えられる。

これまで、日本天台宗内における臈次について言及してきた。天台宗内では最澄の考える臈次を適用することはできるが、他宗では従来通り具足戒受戒を基準とした臈次を用いるため、他寺僧が延暦寺に赴くあるいは天台僧が他寺を訪れた際に臈次に関する問題が生じてしまう。これを解決して初め

伴国道に、次のように答えている。

伴参議云。他寺僧在延曆寺。延曆寺僧在他寺者。可有_レ多妨。彼妨意者。他寺僧者。不_レ坐延曆寺僧上。延曆寺僧者。不_レ坐他寺僧上。故云有_レ多妨。亦他寺僧。不_レ受延曆寺戒。延曆寺僧。不_レ受他寺戒。者彼此交接。将無_レ便宜。寺者是彼寺此寺僧住所。延曆寺僧。可_レ住他寺。他寺僧。可_レ住延曆寺。官符同下者。延曆寺僧。可_レ坐他寺。他寺僧。可_レ坐延曆寺。廻心僧与之一乗僧者。受戒之日。一乗師下可_レ坐。廻心師受戒之後廻心師位。可_レ坐一乗師上。他寺師。以東大寺受戒日。可_レ坐延曆寺僧次。延曆寺師。以延曆寺受戒日。可_レ坐他寺僧次。以此之意。可_レ下官符。為功德故。申下位次符。伝先師迹。故経於多日。為此之政。

天台僧が「延曆寺戒」つまり大乘菩薩戒のみを受けた場合、他寺僧が延曆寺にいるときあるいは天台僧が他寺にいるとき、他寺僧と天台僧とは受けている戒律が異なるため、藕次による坐次に問題が生じると伴国道は指摘している。これに対して、光定は、廻心の僧つまり具足戒を受けた後に大乘菩薩戒を受けようとしている僧が、一乗僧つまり大乘菩薩戒のみを受けた僧と共に坐すとき、廻心の僧が大乘菩薩戒を受けるまでは一乗師の下に座り、受戒の後は一乗師の上に座るべきであるとす。これは、『古迹記』や『菩薩戒疏』に挙げられていた内容と同じく、大乘菩薩戒受戒の有無により藕次が変動し、どちらも受けた場合は本来の藕次の上下関係に戻るということである。これを

そのまま他寺僧と天台僧に適用することはできないため、他寺僧は東大寺での受戒の日によって延曆寺における坐次を決め、天台僧は延曆寺での受戒の日によって他寺における坐次を決めることとなった。つまり、他寺僧は東大寺の戒壇で具足戒を受けた日、天台僧は延曆寺の戒壇で大乘菩薩戒を受けた日を基準にするということになる。

第二章 義真と円澄の藕次における上下関係

日本天台宗内における藕次について、最澄は大乘菩薩戒重視の見解を示していた。天長元年（八二四）五月二三日に仁忠、義真、円澄の連署で上表された「延曆寺禁制式」には、「第七条依_レ受戒_レ可_レ着座事」として、坐次についての規定が記されている。高弟たちには最澄による藕次を尊重し遵守する姿勢が見受けられるが、『伝述一心戒文』にて慧暁と徳善が坐次を争い、光定の言を「二閹梨等。猶尚不_レ信。」としたことから、最澄が示した藕次は日本天台宗内においても十分に浸透していなかったようである。新しい藕次の規定は、ただ最澄の考えとして終わらず、実際に天台宗内で運用されたのだろうか。この実用例が、義真と円澄における上藕、下藕の位置づけであると考ええる。最澄の存命中は、未だ比叡山に大乘戒壇設立の勅許が出ておらず、『伝述一心戒文』に記されているような延曆寺の大乘戒壇で受戒した日を基準に置くことはできない。そのため、最澄は大乘菩薩戒だけでなく、『本疏』の②の説に准じて、具足戒と大乘菩薩戒の受戒年次から判断したと推考する。よって、義真と円澄の具足戒および大乘菩薩戒の受戒年次がいつか考えてみたい。

まずは、義真について。義真は最澄と共に入唐した人物であり、延暦二四年（八〇五）四月一六日に治部省から受けた公験から、帰朝後までの義真の略歴がわかる。この公験は『顯戒論縁起』に「賜_レ向_レ唐求_レ法訳語僧義真_レ公験一首」として所収されており、以下のように記されている。¹⁴

賜_レ向_レ唐求_レ法訳語僧義真_レ公験一首

治部省

僧義真（年二十五臘一）

右僧就_二東大寺伝燈法師位慈賢_一習_二漢語_一。又就_二興福寺伝燈住位僧慈蘊_一学_二法相_一。被_二年分試_一。及第得度。更登_二比叡之峯_一。鑽_二仰天台之教_一。有_レ詔特賜_二最澄闍梨_一。為_二求法訳語_一。於_二台州国清寺_一。屈_二大德_一受_二聲聞具足戒_一。又於_二道邃和尚所_一。受_二大乘菩薩戒_一。又於_二越州龍興寺_一。共_二澄闍梨_一。遇_二順暁和尚_一。入_二灌頂壇_一。受_二三部悉地法_一。今被_二右大臣宣_一。僱_レ奉_レ勅入唐受法僧二人。宜_レ令_二所司各与_二公験_一。弥勤精進。興_二隆仏法_一。擁_二護国家_一。利_二樂群生_一。者_二宣旨奉行如_レ右

延暦二十四年九月十六日

卿四品葛原親王

從四位下行大輔和氣朝臣入鹿麻呂

少輔從五位下藤原朝臣友人

義真は、東大寺の慈賢から漢語を習い、興福寺の慈蘊より法相を学んだ後、年分試に及第し得度して、比叡山に登り天台の教えを研究して

いた。その後、最澄と共に求法訳語僧として唐に渡り、台州の国清寺で具足戒を受け、道邃から大乘菩薩戒を受けた。また、越州の龍興寺において、順暁から最澄と共に三部悉地法による灌頂を受けている。ここから、義真は日本で年分度者として得度した後、具足戒、大乘菩薩戒は共に唐で受けたことがわかる。田村晃祐氏も、日本で得度はすれども、具足戒は受けずに唐へ渡り国清寺で受戒したとする¹⁵。公験の略歴からは日にちが分からないが、具足戒の受戒年次は在唐中に最澄が義真の公験を申請した文書に見受けられる。『顯戒論縁起』の「大唐明州僧義真公験。并遣大唐使公験一首」に、

大唐明州僧義真公験。并遣大唐使公験一首

日本国求法僧最澄

天台受具足戒僧義真

牒僧義真。去年十二月七日。於_二大唐台州唐興縣天台山国清寺_一。受_二具足戒_一已畢。謹連_二台州公験_一。請_二当州公験印信_一。謹牒牒件状如_レ前。謹牒

貞元二十一年四月五日 求法僧最澄牒

任_レ為_二憑據_一四月八日明州刺史鄭審則給

とある。¹⁶右は、義真が去年一二月七日に、台州の天台山にある国清寺で具足戒を受けたため、それを認める公験の印信を明州刺史鄭審則に求めている。「貞元二十一年四月五日 求法僧最澄牒」とあるように、最澄は貞元二十一年（八〇五）に明州刺史鄭審則へ牒を送っている。ここから、「去年十二月七日」の「去年」とは、貞元二十一年の前年つま

り貞元二〇年（八〇四）であると考えられる。よって、この記事より具足戒を受けたのは、唐の年号で貞元二〇年、日本の年号で延暦二三年一二月七日であることがわかる。

そして、大乘菩薩戒については、『内証仏法相承血脈譜』の「天台円教菩薩戒相承師師血脈譜一首」に、

大日本国比叡山

前人唐受菩薩戒沙門最澄

前人唐受菩薩戒沙門義真

大唐貞元二十一年歲次乙酉¹⁷。〈当大日本国延暦二十四年乙

酉¹⁸也〉春三月二日初夜二更亥時。於台州臨海縣龍興寺西廂極

樂淨土院。奉請天台第七伝法道邃和上。最澄義真等。与大唐

唐沙門二十七人。俱受円教菩薩戒¹⁹。

とある。大唐貞元二二年、つまり日本の延暦二四年三月二日に、台州臨海縣龍興寺の極樂淨土院で、最澄と義真および唐の沙門二十七人が、道邃から円教菩薩戒を受けたことが記されている。よって、義真は延暦二三年一二月七日に具足戒を受けて声聞僧となり、延暦二四年三月二日に大乘菩薩戒を受けて菩薩僧となる。「賜²⁰向²¹唐求²²法²³詛²⁴語²⁵僧²⁶義真²⁷公²⁸驗²⁹一首」に「僧義真（年二十五臘一）」と書かれていることから、義真はこの時点で二五歳であり、僧侶としてのキャリア年数を示す臘は一年で、国清寺における具足戒の受戒を基準としていることがわかる。また、義真は道邃から大乘菩薩戒を受けたことにより、最澄を除くと、日本天台宗において、延暦寺に大乘戒壇が建立されるまで

の間、中国天台宗から相承された正統な大乘菩薩戒を受けた唯一の人物ということが出来る。

次に、円澄について。円澄の卒伝は『続日本後紀』天長一〇年一月壬寅条に収められており、

壬寅。延暦寺座主僧伝燈大法師位円澄卒。時年六十二云々。延暦十七年。陟到叡山最澄法師。々大悦即落髮為弟子。取³⁰自名一³¹号为³²円澄。時年二十七焉。廿四年春。最澄師入唐以後。法師依³³詔於³⁴紫宸殿。修³⁵念³⁶五³⁷仏³⁸頂³⁹法。即預⁴⁰得⁴¹度。其夏四月。就⁴²唐泰信大僧都受⁴³具⁴⁴戒。六月大唐使歸朝。秋八月宣勅令⁴⁵最澄師修⁴⁶入唐所⁴⁷受⁴⁸灌頂秘法。是大法師修⁴⁹円⁵⁰勤⁵¹操等七人為⁵²受⁵³法弟子。於⁵⁴清瀧峯高雄寺。奉⁵⁵為⁵⁶桓⁵⁷武⁵⁸天皇。修⁵⁹毘⁶⁰盧⁶¹遮⁶²那⁶³秘法。々師亦在⁶⁴其中。共⁶⁵禀⁶⁶灌⁶⁷頂⁶⁸三⁶⁹摩⁷⁰耶⁷¹戒。是則本朝灌頂始興之日也。大同元年冬十一月。於⁷²叡山止⁷³觀⁷⁴院。法師為⁷⁵上⁷⁶首。与⁷⁷百⁷⁸余人。受⁷⁹円⁸⁰頓⁸¹菩薩⁸²大⁸³戒。此亦天台師々相伝大戒之初也。

とある。天長一〇年（八三三）一〇月壬寅（二〇日）に没した円澄は、延暦一七年（七九八）に比叡山の最澄の下へ到り、落髮して弟子となる。最澄は、自分の名前から一字取って円澄と名付け、その時円澄は二七歳であった。延暦二四年春、最澄が入唐した後に得度し、唐僧の泰信大僧都から具足戒を受けている。そして、六月に遣唐使が帰朝すると、八月に宣勅にて最澄は唐で受けた灌頂秘法を修し、修円や勤操等七人がこれを受けた。また、高雄寺にて桓武天皇のために毘盧遮那秘法を修した際、円澄もその中におり、ともに三摩耶戒の灌頂を

受けた。これが、日本における灌頂の始興の日とする。大同元年（八〇六）一月、比叡山止観院において、円澄を上首とした一〇〇余人が円頓菩薩大戒を受戒した。これが天台師々相伝の大戒つまり大乘菩薩戒受戒の初めであるとする。

『続日本後紀』の円澄卒伝にさまざまな問題点があることは、従来指摘されてきた。この卒伝では、円澄の没年を天長一〇年としているが、承和三年（八三六）の可能性が高い。他にも、円澄が紫宸殿で五仏頂法を修念したように記すのは、誤写による誤伝であると考えられる。²¹そのため、円澄卒伝を扱う際は十分な検討が必要である。まずは、具足戒の受戒年次について検討してみたい。

『続日本後紀』に「廿四年春。最澄師入唐以後。法師依詔於紫宸殿。修念五仏頂法。即預得度。其夏四月。就唐泰信大僧都受具戒。」とあることから、円澄は延暦二四年四月に唐僧の泰信大僧都から具足戒を受けたことが確かめられる。一方、『元亨釈書』では「二十三年。教奉詔入唐。澄其年四月。就唐僧泰信受具足戒。明年教帰。」とあり、円澄が具足戒を受けた年を延暦二三年と一年早くしている。²³『元亨釈書』は後世の書物であり、円澄の事績における細かい年月記載については、正確なものとはいえず、著者の解釈によって『続日本後紀』とは異なる記述も多い。『日本紀略』延暦二二年四月月に「癸卯。遣唐大使葛野磨言。今月十四日。於難波津頭始乗船。十六日進発。云々。廿一日暴雨疾風。沈石不禁。」とあり、最澄たちが唐へ渡るために九州へ向けて進発したのは延暦二二年四月一六日であるが、暴雨や疾風による船の破損のため渡海できず、大使葛野磨呂は帰京して、節刀を奉還している。²⁴この後、最澄は九州に滞在してお

り、最澄が乗った遣唐使船が入唐のために九州を出発したのは、延暦二三年七月のことである。²⁵たとえ入唐のために、延暦二二年四月初旬には最澄たちが比叡山を留守にしていたとしても、唐へ渡海する前の時期を「最澄師入唐以後」と表現することはないだろう。よって、円澄の具足戒の受戒は、『続日本後紀』の円澄卒伝の記述の通り、延暦二四年と考えられる。

では、円澄の大乘菩薩戒の受戒はいつか。『伝述一心戒文』巻下に、
大法師円澄功能。略録在伝述一心戒文中。彼功能事。在彼此人。法師為行初戒不犯堅持。武蔵之国道忠法師。菩薩戒寄天台宗。最初之時。城邑之中。在於高座。演說宗義。登到叡嶺。共先之師。写一切經。収於經藏。從先師後。供一切經。

とあり、円澄が武蔵国にいる道忠法師に師事していたころ、「菩薩戒」を受けていることが分かる。そして比叡山に登り、道忠とともに写した一切経を経藏に収め、最澄に従い一切経を供養したとする。高木諄元氏は、ここで光定は「先之師」と「先師」の使いわけを意識的にしており、円澄が不犯堅持して学びに行じた「初戒」は道忠から受けた「菩薩戒」のことを指し、この「菩薩戒」は通受の菩薩戒であるとい²⁶う。通受の菩薩戒とは、撰律儀戒・撰善法戒・撰衆生戒の三つを包摂する、いわゆる「三聚戒」として、小乗の『四分律』と梵網戒との結合を試みたものである。²⁷ゆえに、延暦一七年以前に円澄が道忠より授けられた「菩薩戒」は、最澄が注視した『梵網経』を基盤とする天台

相承の大乗菩薩戒ではないため、円澄の大乗菩薩戒受戒年次とはみなせないことになる。

では、『続日本後紀』に「大同元年冬十一月。於叡山止観院。法師為_二上首_一。与_二百余人_一。受_二円頓菩薩大戒_一。」とあるため、大同元年一月、円澄を上首とした円頓菩薩戒の受戒が大乗菩薩戒の受戒となるのだろうか。²⁸⁾この時の受戒は、最澄による相伝であるが、日本天台宗としての正式な受戒ではないと考えられる。晩年の最澄が大乗戒壇設立に情熱を注いでいたことも加味すると、日本天台宗における大乗菩薩戒の正式な受戒は、延暦寺の大乗戒壇における受戒である、と最澄は認識していたのではないだろうか。義真は、『内証仏法相承血脉譜』の「天台円教菩薩戒相承師血脉譜一首」に記されているように、最澄とともに唐で天台宗の第七祖である道邃から大乗菩薩戒を受けている。また、『顕戒論縁起』の「賜_二向唐求_レ法訳語僧義真_一・公驗一首」に大乗菩薩戒を受戒したことが記してあることから、朝廷から正式な受戒であると保証されている。対して、大同元年一月の受戒は、最澄による授戒ではあるが、円澄やほかの参加者に朝廷から公驗を与えられている形跡はない。ここから、日本天台宗における正式な大乗菩薩戒の受戒とは、中国天台宗から相承された正統な大乗菩薩戒の授受および日本の朝廷に認可された戒壇における正式な受戒、この二つの条件を満たす必要があったと考える。その場合、日本天台宗で初めて大乗菩薩戒が正式に授受されたのは、弘仁一四年四月一日となるだろう。弘仁一三年六月四日に最澄が入滅し、その七日後に大乗戒壇建立の勅許が下され、弘仁一四年四月一日に初めて延暦寺の大乗戒壇にて、義真を伝戒師として大乗菩薩戒の受戒が行われたのであ

る。『伝述一心戒文』巻中「一乗戒牒書御筆文」の「義真和上。為_レ戒和尚。大師存生之日談語。必為_二戒和上_一。具如_二血脉_一。」より、天台の血脉相承の観点から大乗菩薩戒の授戒者は、最澄を除けば、最澄とともに唐にて道邃より天台相承の正統な大乗菩薩戒を受けた義真でなければならなかった。また、このとき受戒者の一人であった光定は、嵯峨天皇宸筆の戒牒を賜ったことがわかる。²⁹⁾よって、大同元年一月に大乗菩薩戒を受けたけれども、円澄は、最澄の考える正式な受戒制度に則って大乗菩薩戒を受けているとはいえないだろう。

ゆえに、義真と円澄の具足戒および正式な大乗菩薩戒の受戒年次は、次の通りとなる。

義真

・具足戒…大唐貞元二〇（延暦二三）年二月七日

・大乗菩薩戒…大唐貞元二一（延暦二四）年三月二日

円澄

・具足戒…延暦二四年四月

・大乗菩薩戒…弘仁一四年四月一日もしくはそれ以降

これより、最澄が入滅した時点では、義真は具足戒および大乗菩薩戒どちらも受けている菩薩僧であるため上臈、円澄は未だ具足戒のみを受けた声聞僧であるため下臈ということになる。また、『伝述一心戒文』巻下に「弘仁四年。義真法師。從_二相模国_一。來_二於叡嶺_一寄在。義真法師上臈。円澄法師下臈。」と記されており、弘仁四年時点で最澄は義真を上臈、円澄を下臈と考えていた。ここからも、最澄が存命

中は、義真だけが大乘菩薩戒を受戒しており、義真が上臈になるといえる。

以上から、最澄が義真を上臈、円澄を下臈と定めるにあたり、最澄の臈次に対する考え方が大きく影響していることがわかる。最澄の臈次への見解や大乘戒壇設立の構想を念頭に置くと、日本における大乘菩薩戒の正式な受戒は、弘仁一四年四月一四日の受戒が始まりといえる。よって、この二人の臈次を決めるにあたり、最澄は存命中に、義真は具足戒と大乘菩薩戒を受戒した菩薩僧、円澄は具足戒のみを受戒した声聞僧と見なしていた。そのため、最澄は義真を上臈、円澄を下臈に据えたのである。

おわり

『伝述一心戒文』によると、光定は、最澄に義真と円澄という二人の後継者候補がいるため、どちらを選ぶのか質問した。円澄が義真よりも年上であり、最澄の門弟となったのも円澄が先であった。それにもかかわらず、最澄が後継者としたのは義真であった。理由は義真が上臈、円澄が下臈であるためと述べている。これは最澄が大乘菩薩戒に准じた臈次に則って判断したものである。

本来の臈次は、具足戒を受けた日から数えていく。対して、日本天台宗内における臈次は、『梵網経』第三八輕戒を根底に『菩薩戒疏』や『古迹記』の解釈に基づき、大乘菩薩戒受戒の有無によって序列が変動する。延暦寺大乘戒壇において大乘菩薩戒を受けた日が臈次の基準となる。これは、晩年最澄が大乘菩薩戒を重要視したことに起因し

ている。そこから、義真と円澄の臈次を検討していくと、最澄が入滅する弘仁一三年六月四日までに、義真は唐において具足戒および大乘菩薩戒を受けたのに対して、円澄は具足戒のみ受けていたこととなる。そのため、義真が上臈、円澄が下臈と位置づけられたと考えられる。

以上が本稿における結論であるが、最澄の後継者指名は、臈次のみで判断されたとは考え難い。『伝述一心戒文』にて、臈次が理由に挙げられたのは、戒律を根底に解釈されたものであるため、目に見えてわかりやすい判断基準であったからではなからうか。最終的な後継者の選定には、臈次を念頭に置きつつ、日本天台宗の教団運営や高弟たちの動向も鑑みて総合的な判断を下したと考えられる。最澄存生時における泰範の離反や入滅後の仁忠による円澄の延暦寺寺主や義真の延暦寺上座就任への反対など、高弟たちは決して円満な関係を築いていわけではない。また、弘仁三、四年以後頓挫していた密教研究は、最澄没後の高弟たちに残された大きな課題であった。最澄が円澄を重用していたことは、円澄を自分の代わりに密教修法修学のために空海の元へ向かわせるほか、天台の奥旨を授けるといった事績よりうかがうことができる³⁰。それでもなお、義真を選んだ理由が臈次だけであるとは言えないだろう。最澄の真意を検討していくことは、今後の課題としたい。

注

- (1) 『伝教大師全集』巻一（以下『伝全』巻一）、五六〇～五六二頁。
- (2) 木内堯典『最澄と天台教団』（講談社学術文庫、二〇二〇年）。
- (3) 古田紹欽『伝教大師最澄と義真・円澄との間』（天台学会編『伝教大

- 師研究 別巻」、早稲田大学出版部、一九八〇年。
- (4) 仲尾俊博「修禪大師義真―空白の時代―」(『密教研究』第一九号、一九八七年)、同「円修と円珍(上)―金沢文庫『室生寺年分度者奏状』によせて―」(『金沢文庫研究』第二三七号、一九七六年)、同「円修と円珍(下)―金沢文庫『室生寺年分度者奏状』によせて―」(『金沢文庫研究』第三三八号、一九七六年)。
- (5) 「付法印書」は、最澄の後継者であるという証明書のようなものと考えられる。
- (6) 『叡山大師伝』に「以九年暮春大師告諸弟子等言(中略)自今以後。不受声聞之利益。永乖小乘威儀。即自誓願棄捨二百五十戒已」とある(『伝全』巻五、付三三―三三三頁)。
- (7) 『大正新脩大藏經』巻二四、一〇〇八頁。
- (8) 石田瑞麿『梵網經』(大蔵出版、一九七二年)、二二五―二二八頁。
- (9) 『伝全』巻一、一一二―一一三頁。
- (10) 管見では、慧暎に関する明確な記録を見つけないことはできていない。『九院仏閣抄』に「当山十六院事。(中略)根本法華院。(亦名根本法華知見院)大別当円澄。小別当恵暎。上座円澄。寺主徳円。都維那等善」とある(『群書類従』第二四輯、五六七―五六八頁)。また、『園城寺文書』「弘仁九年比叡山寺僧院等之記」の中に「根本法華院(或名根本法花知見院)大別当円澄。少別当恵暎。上座澄円。寺主徳円。都維那等真」と記されている(『園城寺文書』第一巻、智証大師文書)講談社、一九九八年、三九二―三九三頁)。『九院仏閣抄』と「弘仁九年比叡山寺僧院等之記」で上座・都維那の名前は異なるが、この二つの史料にみえる根本法華院の「小別当恵暎」が、慧暎と同一人物ではないかと考えられる。
- 徳善は、最澄が著した『顕戒論縁起』の「新宗天台法華宗年分学生名帳一首」から、弘仁二年(八一二)に遮那業として得度していることがわかる(『伝全』巻一、二九六―二九八頁)。
- (11) 「大師入滅」は、最澄が没した弘仁一三年六月四日を示す。また、「菩薩初受戒時」は、弘仁一四年四月一四日、最澄の入滅七日目で大

- 乗戒壇設立の勅許が下りた後、義真が伝戒師となり、比叡山延暦寺の根本中堂において、光定らが初めて大乘菩薩戒を受けたことを指す。
- (12) 『日本大藏經』第七八巻、八三―八四頁。
- (13) 大乘戒壇設立の勅許は、最澄が入滅した弘仁一三年六月四日から七日後のことである。また、延暦寺で初めて大乘菩薩戒を受けたのは、弘仁一四年四月一四日のことであり、このときの戒和上は義真となる。
- (14) 『伝全』巻一、二八九―二九〇頁。
- (15) 田村晃祐『最澄』(吉川弘文館、一九八八年)、八一頁。
- (16) 『伝全』巻一、二八八頁。
- (17) 『伝全』巻一、二二六頁。
- (18) 最澄と義真に円教菩薩戒を受けた道遂は、中国天台の第七祖であり第六祖湛然の門弟であった人物である。
- (19) 義真が具足戒を受戒したのは唐に渡ったことだが、得度は日本で受けていることは、『顕戒論縁起』「請求法訳語表一首」の中に、「当年得度沙弥義真」とあることからわかる(『伝全』巻一、二六七―二六八頁)。「当年」とは、文章の最後に「延暦二十一年十月二十日」とあるため、延暦二年(八〇二)である。また、「賜向唐求法訳語僧義真公験一首」に「又就興福寺伝燈住位僧慈蘊学法相。被年分試。及第得度。」と記されていることから、年分得度者であったことがうかがえる。
- (20) 黒板勝美編『新訂増補国史大系』第三巻(吉川弘文館、二〇〇四年)、一六頁。
- (21) 拙稿「『類聚国史』円澄卒伝における問題点」(『日本歴史』八八六号、二〇二二年三月刊行予定)。
- (22) 唐僧の泰信大僧都は、『日本後紀』延暦一八年(七九八)二月己丑(二五日)条に「遣從五位上行兵部大輔兼中衛少将春宮亮大伴宿禰是成。伝燈大師位泰信等於淡路国。令賚幣帛。謝崇道天皇靈。」および大同元年四月丙辰(二三日)条に「少僧都大法師勝

- 虞。大法師玄賓為「大僧都」。律師大法師如宝。大法師泰信為「少僧都」。大法師永忠為「律師。」と名前が見受けられる（前掲注（20）黒板勝美編『新訂増補国史大系』第三卷、一六、五七～五八頁）。
- (23) 黒板勝美編『新訂増補国史大系』第三一卷（吉川弘文館、二〇〇〇年）、五四頁。
- (24) 黒板勝美編『新訂増補国史大系』第一〇卷（吉川弘文館、二〇〇四年）、二七九頁。
- (25) 『伝全』巻五、付一六頁。
- (26) 高木神元「東国の化主道忠と天台法華宗」（『高野山大学創立百周年記念 高野山大学論文集』、一九九六年）。
- (27) 前掲注（8）石田瑞磨『梵網経』、二四頁。
- (28) 同様の記事が、『慈覚大師伝』にも「先は大同元年冬十一月廿三日。於叡山止観院。円澄法師為「上首。百有余人。授「円頓菩薩大戒」。此授天台師々相伝大戒」之始也。厥後時有「受」之者。」と見受けられる（佐伯有清『慈覚大師伝の研究』吉川弘文館、一九八六年、一八三頁）。
- (29) 『伝全』巻一、五七六～五七七頁。この戒牒は、現在国宝として延暦寺に保管されている（国文学研究資料館日本古典籍総合目録データベース [http://dbrec.nijl.ac.jp/KTG_W_2540627] 最終検索日：二〇二一年一〇月八日）。
- (30) 『伝教大師消息』（『伝全』巻五、四四八～四四九頁）、前掲注（23）黒板勝美編『新訂増補国史大系』第三一卷、五四頁。

（関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程）